

令和6年度 広島市発達障害者生活自立訓練募集要項

1 趣 旨

発達障害者が地域の中で自立した生活を送るために、具体的な生活スキルの訓練を行うことにより、自立した生活へスムーズな移行を図る一助とする。

2 対象者

本事業の対象者は、原則として、次のすべての条件を満たす者とする。

- ・ 訓練実施時において15歳以上の広島市在住者
- ・ 発達障害（自閉スペクトラム症等）と診断されており、本人が発達障害と認識している者
- ・ 主治医の了解を得られる者
- ・ 本人に参加する意思があり、自身の居宅等において訓練実施することに本人及び同居する家族等が同意する者
- ・ 家族の協力を得られる者（18歳未満の場合）
- ・ 単身での生活に不安があるが、ある程度身の回りのことを自分で行うことができ、介護を必要としない者（将来的な単身での生活に不安がある者を含む。）
- ・ 発達障害者生活自立訓練事業運営事業者（以下「事業者」という。）が参加を承認した者

3 募集人員

2名（予定）

4 申込先等

訓練への参加希望者は、主治医及び家族等の了解を得たうえで、下記の申込先に電話もしくはメールで連絡する。

[申込先]

〒732-0052

広島市東区光町2丁目9-30 竹本ビル204

一般社団法人 青少年ワークサポートセンター広島

TEL：082-569-5252 FAX：082-569-5253

MAIL：care@wakusapo.com

[申込期限] 令和7年1月31日（金）

5 対象者の選考

- ・ 前項の申込を受けた事業者は、参加希望者と日程を調整のうえ面談等を実施する。
- ・ 当該事業者は、申込書及び面談結果等を踏まえて参加の可否を決定し、後日その結果を参加希望者に通知する。
- ・ 選考にあたっては、本訓練に初めて参加する者を優先する。

6 訓練内容

- ・ 指導員2名が訓練を受ける本人の居宅等を訪問し、実際の生活環境下において生活スキルの指導を行う。

<訓練メニュー例>

区分	メニュー例
料理	メニュー決め/買い物/調理（炊飯/切る・煮る等）/食器洗い
身支度	洗顔・歯磨き/髭剃り/メイク/着替え/荷物の用意（忘れ物）
洗濯	衣類の種類（洗剤）/洗う/干す/取り込む/しまう
片付け	要不要の判断（下着等の替え時）/収納/ごみの分別/ごみ出し
掃除	居室（掃除機等）/浴室/トイレ

- ・ 訓練内容や訓練日程等については、事業者と本人で協議のうえこれを決定する。
- ・ 訓練は、1回につき5日まで、1日につき2時間程度を基本とする。
なお、訓練生の生活スキルの習熟度等に応じて、事業者と訓練生で協議のうえ、適宜変更することができるものとする。

7 利用料

発達障害者生活自立訓練事業の利用料は、無料とする。ただし、飲食物資や訓練場所で使用する日用品代、水道光熱費等、訓練生個人にかかる費用については、訓練生が負担するものとする。

8 留意事項

- ・ 申込書類は返却しないので、了承のうえで申し込むこと。
- ・ 訓練期間中は、感染症拡大防止に努めること。なお、感染症の流行状況等により、訓練を中止する場合がある。